

- 9 新特許法第四十四条第七項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十四条第一項第二号又は第三号に規定する期間内に同項に規定する新たな特許出願がなかった場合には、適用しない。
- 10 新特許法第四十六条第五項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十六条第一項ただし書に規定する期間内に同項の規定による出願の変更がなかった場合及び同条第二項に規定する三年の期間内に同項の規定による出願の変更がなかった場合については、適用しない。
- 11 新特許法第四十六条の第三項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十六条の第二項第一号に規定する期間内に同項の規定による特許出願がなかった場合には、適用しない。
- 12 新特許法第四十八条の第五項から第七項までの規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十八条の第三項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、適用しない。
- 13 新特許法第六十七条の二の二第四項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十七条の二の二第一項に規定する期間内に同項に規定する書面の提出がなかった場合には、適用しない。
- 14 新特許法第六十八条第四項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十八条第一項に規定する期間内に特許料の納付がなかった場合には、適用しない。
- 15 新特許法第六十一条第三項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十一条第二項に規定する期間内に同条第一項の規定による特許料の返還の請求がなかった場合には、適用しない。
- 16 新特許法第六十三条の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行がされた特許については、適用しない。
- 17 この法律の施行前に請求された特許無効審判については、新特許法第二百二十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 18 新特許法第九十五条第三項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第九十五条第十項又は第十二項に規定する期間内に同条第九項又は第十項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合には、適用しない。
- 第三項（実用新案法の一部改正に伴う経過措置）
- 2 新実用新案法第八條第一項及び第四項の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。
- 3 新実用新案法第九條第一項の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張の基礎とした新実用新案法第八條第一項に規定する先の出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張の基礎とした第二條の規定による改正前の実用新案法（以下、「旧実用新案法」という。）第八條第一項に規定する先の出願については、なお従前の例による。
- 4 新実用新案法第九條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。
- 5 新実用新案法第十一條第一項において準用する新特許法第三十条第四項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第十一條第一項において準用する旧特許法第三十条第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかった場合には、適用しない。
- 6 新実用新案法第十一條第一項において準用する新特許法第四十三條第三項（新実用新案法第十一條第一項において準用する新特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

- 7 新実用新案法第十一條第一項において準用する新特許法第四十三條第六項（新実用新案法第十一條第一項において準用する新特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第十一條第一項において準用する旧特許法第四十三條第二項（旧実用新案法第十一條第一項において準用する旧特許法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に旧実用新案法第十一條第一項において準用する旧特許法第四十三條第二項に規定する書類又は旧実用新案法第十一條第一項において準用する旧特許法第四十三條第五項（旧実用新案法第十一條第一項において準用する旧特許法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出がなかった場合には、適用しない。
- 8 新実用新案法第十一條第一項において準用する新特許法第四十三條の二（新実用新案法第十一條第一項において準用する新特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、適用しない。
- 9 新実用新案法第三十二條第四項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第三十二條第三項の規定により延長された期間内に登録料の納付がなかった場合には、適用しない。
- 10 新実用新案法第三十四條第三項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第三十四條第二項に規定する期間内に同条第一項の規定による登録料の返還の請求がなかった場合には、適用しない。
- 11 実用新案法第四十八條の十六第四項の規定によりこの法律の施行前にされた実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正については、なお従前の例による。
- 12 新実用新案法第五十四條の二第十二項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第五十四條の二第三項、第七項、第九項又は第十一項に規定する期間内に同条第二項、第四項若しくは第六項、第八項又は第十項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合には、適用しない。
- （意匠法の一部改正に伴う経過措置）
- 4 新意匠法第三條の規定による改正後の意匠法（以下、「新意匠法」という。）第四條第四項の規定は、この法律の施行前に第三條の規定による改正前の意匠法（以下、「旧意匠法」という。）第四條第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかった場合には、適用しない。
- 2 新意匠法第十五條第一項において準用する新特許法第四十三條第六項（新意匠法第十五條第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第十五條第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三條第二項（旧意匠法第十五條第一項において準用する旧特許法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する期間内に旧意匠法第十五條第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三條第二項に規定する書類の提出がなかった場合には、適用しない。
- 3 新意匠法第四十三條第四項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第四十三條第一項に規定する期間内に登録料の納付がなかった場合には、適用しない。
- 4 新意匠法第四十五條において準用する新特許法第六十一条第三項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第四十五條において準用する旧特許法第六十一条第二項に規定する期間内に旧意匠法第四十五條において準用する旧特許法第六十一条第一項の規定による登録料の返還の請求がなかった場合には、適用しない。
- 5 新意匠法第六十七條第九項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第六十七條第八項に規定する期間内に同条第七項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合には、適用しない。